

豊橋市監査公表第22号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和7年3月31日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	野口洋
同	坂柳泰光
同	伊藤哲朗

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 産業部

競輪事務所、農業企画課、農業支援課

(2) 都市計画部

まちなか活性課、区画整理課

(3) 教育委員会教育部

生涯学習課、美術博物館、科学教育センター

下条小学校、谷川小学校、細谷小学校、小沢小学校、老津小学校、植田小学校、幸小学校、高師小学校、栄小学校、牟呂小学校、向山小学校、松山小学校、青陵中学校、五並中学校、南部中学校、南陽中学校、東部中学校、豊城中学校、家政高等専修学校

(4) 農業委員会事務局

(5) 監査委員事務局

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	小学校12校、中学校6校、 家政高等専修学校及び 監査委員事務局執務室ほか	令和6年12月2日～令和7年2月26日
監査委員による 監査	栄小学校、豊城中学校	令和7年1月31日
	監査委員室	令和7年2月26日、27日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、4件の指摘事項及び8件の意見が見受けられた。

産 業 部

《競輪事務所》

指摘事項

1 委託業務について

ウィンチケット勝者投票券発売等に関する業務委託において、再委託の業務内容が契約書に明記されていない業務となっていた。令和4年度定例監査で他の委託業務について同様の意見が示されたにもかかわらず十分な措置を講じているとは考えられないので、関連する業務についても指摘事項等を共有し適正な事務処理をされたい。

意 見

1 委託業務について

競輪開催業務総合運営委託の委託業務下請届の承諾において、場内警備については雑踏警備業務2級以上の資格を有する者を必ず配備することとされているが、合格証明書が添付されているもののどこの警備会社の従業員なのか不明な事例等があった。受託者から口頭で確認しているとのことだが、警備に係る監督責任の所在を明確にするためにも書面で提出させるなど適切な事務処理に努められたい。

《農業企画課》

意 見

1 委託業務について

農業関連公共用地除草業務委託において、業務報告書では除草したごみの処分が一部確認できず、除草実施日の記録にも齟齬があったが検査合格としていたので、業務管理を徹底し業務報告書の内容を十分に確認するなど適切な検査事務に努められたい。

2 事務処理について

東京都へ出張において、宿泊費が規定額を上回る金額であったが、特別決裁における特別の事情が明示されていなかった。また、安城市へ出張において、復命書の日付が出張日前の日付であった。

これらのことは、チェックが不十分であることが原因なので、課内のチェック体制を確立し、適切な事務処理に努められたい。

3 旅費について

後泊に関する基準は旅費支給条例や施行規則等には定められていないが、「旅費に関

するQ&A集」では、午後10時以降に豊橋駅等に到着する旅行の場合には後泊とすることとされている。

東京都への旅行命令において、午後10時までに豊橋駅に到着できる行程であったにもかかわらず、豊橋駅に到着する時刻の確認を怠り宿泊の命令をしていたので、適切な旅費の支出事務に努められたい。

《農業支援課》

指摘事項

1 事務処理について

森林整備委託業務の予定価格の決定において、次長専決とすべきところを課長専決としていた事例が見受けられたので、決裁規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

また、本市に事務局がある地域農業再生協議会において、一者随意契約の根拠を会計処理規程とすべきところ、地方自治法施行令としていた。令和2年度定例監査で他の協議会について同様の意見が示されているにもかかわらず十分な措置を講じているとは考えられないので、他の協議会も含め指摘事項等を共有し適正な事務処理をされたい。

意見

1 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある耕作放棄地対策協議会の農業機械リース事業において、「貸出が可能な業者」を一者のみとして一者随意契約をしているが、過去の調査記録を含め業者を確認した書類がない事例や、申請書の利用責任者住所欄が空欄のものを受領して許可していた事例が見受けられた。課内での確認が十分でないと考えられるため、他の協議会も含め書類の確認体制の強化を図るなど適切な事務処理に努められたい。

都 市 計 画 部

《区画整理課》

意見

1 委託業務について

換地計画図書等作成委託業務において、変更設計書の業務内訳表とそれに対する代価表の名称が異なっているものや、仕様書の業務内容が曖昧なものが見受けられた。これ

らの不備は、不適切な契約の履行につながるおそれがあるため、設計書の表記においては、必要事項を明確に示すよう努められたい。

2 区画整理事業（組合指導）について

令和5年度豊橋柳生川南部区画整理組合事業報告書において、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結しているものが見受けられた。工期設定については、工事等の規模及び難易度などの条件を適切に考慮した上で実施工程等により算定するよう、適切な指導に努められたい。

教育委員会 教育部

《生涯学習課》

指摘事項

1 所管する団体の事務処理について

本市に事務局がある小中学校PTA連絡協議会の入札事務において、協議会事務処理規程で「なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない」と規定しているが、「PTAとよはし」制作業務において、対応可能業者は特に限られていないにもかかわらず3者の指名となっていたので、当該規程にのっとり適正な事務処理をされたい。

《美術博物館》

指摘事項

1 委託業務について

多目的屋内施設整備緊急発掘調査業務委託において、正社員確認のため調査員の保険証の写しが提出されていたが、健康保険法により保険者番号及び被保険者等記号・番号について目的外で告知を求めることが禁止されているにもかかわらず、黒塗り等マスキング処理がされていなかった。個人情報保護の観点から保険証の取扱いには、十分注意するなど適正な事務処理をされたい。

意見

1 委託業務について

瓜郷遺跡管理地除草等委託において、実施報告では草刈の実施状況や草の搬出状況が確認できない等履行確認を行うには不十分な状態であったが検査合格としていたので、

業務管理を徹底し実施報告の内容を十分に確認するなど適切な検査事務に努められたい。

また、作業内容が仕様書記載内容と異なる場合には、作業方法の変更や契約金額の変更の有無などについて、協議書の作成や契約変更を行うよう適切な契約事務に努められたい。